

前回部会における主な指摘事項に関する補足説明について

- 1 畜産農業のアンモニア等について、「排水が雑排水か清掃等の排水のみであり、定常的な排水がない」とのことであるが、排水実態の情報を集めることにより、より早く暫定排水基準を廃止できるのではないか。

(補足説明)

- 該当する4事業場については、定常的な排水がなく、採水分析することが困難な状況である。
- 上水道水源地域以外の地域に規模が比較的大きな豚房施設を設置する事業場が所在しており、定常的な排水があるため、排水処理施設が設置されている。
この事業場について、平成27年度における処理前の原水のアンモニア等の濃度を確認したところ、最小値442mg/L、平均値761mg/L、最大値1,201mg/Lであった。
- このことと、定常的な排水がない事業場が特別な排水処理施設を設置することは困難と考えられることを踏まえ、前回部会では、水質汚濁防止法の暫定排水基準(600mg/L)と同じとする案をお示しした。
- 今後とも、可能な限り排水実態を把握し、早期に暫定排水基準を廃止できるよう努めていく。

- 2 排水量が30~50 m^3 /日の旅館業のふっ素について、排水量が50 m^3 /日以上 of 旅館業の排水基準も併せて見直すことにより、暫定排水基準を強化・廃止できるのではないか。

(補足説明)

- 排水量が30~50 m^3 /日の旅館業について、仮に、上乗せ条例の暫定排水基準(15mg/L)を廃止すると、法の暫定排水基準(30mg/L)が適用されることとなる。
- 排水量が50 m^3 /日以上 of 旅館業には、法の暫定排水基準(15mg/L)が適用されており、この排水基準を見直すためには、上乗せ基準そのものを改正する必要がある。ご指摘を踏まえ、今後、次の課題にも留意しながら検討していく。
 - ・旅館業に対しては、ふっ素(0.8mg/L)とほう素(1mg/L)の上乗せ基準を適用していないこと。
 - ・上水道水源地域以外の地域については、海域のほう素を除き、全ての業種に対し、有害物質の上乗せ基準を定めていないこと。

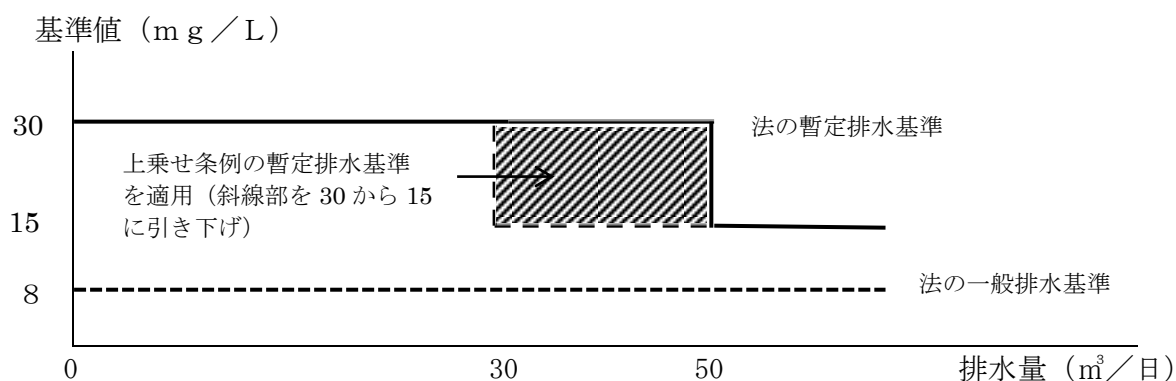


図 旅館業に対するふっ素の排水基準の適用